

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成29年1月18日（水）10:39～11:08

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

常盤木 祐一 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長

鞠子 雄志 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室専門官

松本 眞 文部科学省生涯学習政策局情報教育課課長補佐

秋山 卓也 文部科学省文化庁長官官房著作権課課長補佐

<事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 遠隔地間の学校等を結んだ新たな制度の構築

3 閉会

○事務局 長時間お待たせして申し訳ありませんでした。

文部科学省に来ていただいております。「遠隔地間の学校等を結んだ新たな制度の構築」でございます。こちらは日本再興戦略2015に記載されておりますIT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入でございまして、実証研究を通じて、効果とか課題を評価、検証すること、新たなルールなどを速やかに構築ということで記載されておりました、今文部科学省で実施されているモデル事業を中心にこれまで御説明いただいておりますところです。このモデル事業が3年間、平成27年度から平成29年度の3カ年実施ということで、我々は中間評価みたいなものを直ちに実施して、そこから課題を洗っていただきたいということも先生方から指摘がございましたと思います。

また、義務教育で実施する場合にどうなのかとか、現行は高校で実施することができるとなっている場合に、そこでも単位数の上限とかそういった色々な基準があるということでもいただいておりますけれども、その辺で制度改正につなげていく話とか、例えば、制度改正でなくてもガイドラインみたいなものを作る必要があるのかとか、そういったものを各項目の課題がいくつかあるのではないかということで、これまでも指摘等々をされていたかと思いますが、その辺について、簡単に御説明いただければと思います。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 本日はお忙しいところお越しくささいまして、しかも、大変お待たせしまして失礼いたしました。早速、御説明をお願いいたします。

○常盤木室長 文部科学省でございます。よろしく願いいたします。

時間の関係で、著作権の関係から先に御説明させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○秋山課長補佐 文化庁著作権課課長補佐の秋山と申します。本日は、お時間を頂戴しましてありがとうございます。恐縮ながら、この後に党の会議がございまして、御説明の後に退席させていただきたく存じます。

資料としましては、「遠隔授業に関する著作権制度について」という資料を御覧いただけますでしょうか。ポイントのみ簡単に御紹介したいと思います。

まずは、1ページをお願いいたします。現状でございますけれども、著作物、他人のものを利用する場合には、原則著作権者の許諾が必要なわけでございますが、学校などの非営利の教育機関におきましては、その公益性に鑑みまして、特別な例外として無断で利用できる権利制限規定という特例が整備されてございます。現状では、コピーを自由にとることや、あるいは演奏などです。音楽を演奏したり歌ったりするといったことも無断でできるという規定がございまして、公衆送信、いわゆるインターネット送信のようなものも、遠隔地の二つの教室で同時に授業を行うような場合に、双方向で映像を送ったり資料を送ったりする、あるいは演奏することが可能になってございます。

一方で、最後の○でございますが、インターネット送信のうち、オンデマンド授業のためのサーバーへの蓄積とか、教材を事前にサーバーにアップロードしておいて対面授業に用いる。こういったことへの対応が十分できていないという状況でございます。

これを受けまして、2ページ目でございますが、知的財産推進計画で、その制度の見直し、ライセンス体制の見直しといった検討が求められておりますし、日本再興戦略でも同様のことが言われており、この検討は本年度中に審議会としての取りまとめを目指すと言われてございます。

次の3ページをお願いいたします。これまで文化庁の調査研究とか審議会の議論の中で明らかになったことのポイントをまとめてございます。現状としまして、教育関係者からの実態調査、ヒアリングなどから権利処理を円滑に行えないという現状、権利処理の要否がそもそも判断が難しいということから、課題としましては、権利処理が必要な著作物の

流用はやめてしまうという利用の萎縮、多大な手続費用をかけて権利処理を実施するという経営への負のインパクト、これはやむを得ず、あるいは誤って許諾を得ずに使ってしまうと、ある種の違法状態が生じているということが課題として挙げられております。

こうした課題に総合的に対応するという観点から、オレンジ色の四角囲みにあります四つの施策を合わせて講じていくということで検討を進めております。

第1に、権利制限規定の見直し。これは法改正が必要な課題でございます。

それから、ライセンスを適切に得られる環境の整備。

そして、法解釈に関するガイドラインの整備。

最後に、教育機関における著作権法に関する普及・啓発活動。こういったことを一体として、解決すべく現在、文化審議会などで検討しておるということでございます。

検討状況を御紹介いたします。4ページで、現在は文化審議会で権利者団体、教育関係団体の両当事者からヒアリングなどを行いまして、有識者の先生方に議論をいただいている状況でございます。関係団体の意見としましては、四角囲みの上の欄でございます。教育関係者からは、教育活動の充実のためにさまざまなインターネット送信について、権利制限規定によって無断で行えるようにという要望がなされております。

この一方で、権利者団体からは、教育機関における法の理解の不十分さから権利侵害が助長されるのではないかとという恐れ、権利制限を行うことによって権利者の利益を害することとなってしまつて、条約上の問題も生じるのではないかと指摘もございました。

これに対しまして、審議会の有識者の先生方からの御指摘としましては、理論上は権利制限による対応の必要性・正統性には賛同する御意見が多く寄せられてございます。

しかしながら、より詳細な制度設計におきまして、私人の財産権を制限するという制度改正に当たりまして、権利者の適切な利益の保護とのバランスをいかに図っていくかということについて、最後の検討を詰めている状況でございます。

これと並行しまして、先ほど申し上げました法改正以外の事項につきましては、教育関係団体、権利者団体の両当事者において議論を進めていただいている状況でございます。

今後とも、文化庁としましては、これらの施策が速やかに成果を得られるように検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

そうすると、e-Learningの実際の実験においては、この問題はクリアされているのですか。今実際にやっつけらっしゃいますよね。

○常盤木室長 実証実験ですよ。そこはクリアされておられません。

○八田座長 されていない。されていないけれども、一応置いてやっつと。

○常盤木室長 今できる範囲の中で実証実験をさせていただいている。

○秋山課長補佐 その意味では、許諾を得て実施されているか、自作の教材でやられているか、いずれかの方法によるのだろうと思います。

○常盤木室長 今説明申し上げたのは、特区だろうが法改正だろうが、何かしらの制度改正をしない限り対応ができないというものでございます。

○八田座長 諸外国ではその辺はどうなのですか。

○秋山課長補佐 割と先進国ではインターネット送信を無許諾で行える範囲が一定程度法制度で整備されておりまして、一定の対価の支払いといったことで、権利者の利益との調整を図るということです。

○八田座長 学校教育においてもですか。

○秋山課長補佐 さようでございます。

○八田座長 学校教育においても、使う場合には対価を払っているということですか。

○秋山課長補佐 いわゆる補償金という形で対価を支払って、しかし、許諾を得なければいけないとか、あるいは断られるということはありません。

○八田座長 要するに、記録はきちんとしておくということですね。何をどれだけ使ったか、そして、対価を払う。

○秋山課長補佐 そこも色々なやり方がございまして、例えば、サンプリング調査で年間特定の学校が一定期間にわたって少し調査しておけば、あとは、大まかに算定するという形の方法もされているようです。

○八田座長 例えば、「翼をください」という歌が学校でただで使えたということで広く歌われるようになったから、あの歌を歌ったグループだとかレコード会社は大儲けしているわけですよね。

だから、全然ただで学校に使ってもらっていいのではないかという気がする。むしろ業者としては歓迎してもいいのではないかという気がするけれどもね。

○秋山課長補佐 実際上は、権利者もそういう歓迎する声が強くて、未来の消費者を育てるということで、無償で新聞とかを提供されたり、そういう取組も進んでいるのですけれども、中々権利者が見つからないときに、許諾を得ないと違法になってしまうというところでお困りの方もいらっしゃるわけです。

○八田座長 今のところまだまだ問題は残っているということですね。特に権利者が見つからないときの許諾、預託金を作るような制度がまだないということですか。

○秋山課長補佐 そもそもそういう手続の負担を取らずとも無断で使えるようにしてほしいというお声です。制度改正でどう対応するか検討していくということです。

○八田座長 分かりました。

事務局的には、今の大阪市の提案との関係ではどうなのですか。今御報告いただいたということで、これはその制度改正を待つよりしょうがないということなのですよね。特区で特別にやられるということが。

○事務局 大阪市が提案しているというわけではないと思うのです。

○八田座長 ITの遠隔のもの、要請されているところでは、今の制度改正は必要なのですか。

○事務局 はっきり言って著作権の話は議論のポイントとして当初から想定していたわけではないとか、ただ、そういう御検討をされている中で、遠隔教育の中で著作権の話も出てくるということで、いただいたお話があるということです。

○八田座長 次の課題なのですね。まずは、遠隔を自前の教材でやったり許諾を得たものでやった後で出てくるハードルがあるということですね。分かりました。

どうもありがとうございました。

○常盤木室長 引き続きまして、資料の関係でございます。教育担当部門でございます。

我々も、今八田先生からまさに御指摘いただいたように、学校現場の皆さんの本当にやりたいことを実現するというスタンスが第一だと思っていますので、実証研究を通じまして、学校現場の皆様とともに遠隔教育が始まった。まだ端緒に着いたばかりでございますが、研究を進めているところでございます。

簡単に現状の成果を御説明させていただきたいと思えます。

○松本課長補佐 情報教育課でございます。

前回のワーキンググループヒアリングで、原委員が御出席のときに御説明させていただいたことと少しかぶってしまいますけれども、改めて説明させていただきます。文部科学省の情報教育課でございますが、情報教育課という名前のとおり、ICTの活用を学校で進めることを担当している課でございます。資料をめぐっていただいて、「人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証授業」ということで、実証事業として学校及び社会教育において遠隔システムを使った授業を行ってございます。1.4億円でございますが、平成29年度は7,000万円とちょっと額が減っているところでございます。学校12地域、社会教育5地域ということでございます。左側のとりわけ学校でございますが、小規模学校というものがございます。複式学級等々二つの学年で一つのクラスにしているような学校もございますけれども、そういうところの課題としては、緑の真ん中のところでございますが、集団の中で自己主張するとか他者を尊重する機会を積みにくいとか、社会性、コミュニケーション能力が身に付きにくい等々といった課題が指摘されているのは事実でございます。

このため、下の青いところでございますけれども、参考となる初歩的なノウハウを実証の中でまとめていくということでございます。とりわけ義務教育段階においては、主体的、対話的、深い学びなどと言われているように、単に放送を流しっ放しにするというよりは、遠隔の中でもそういう対話的な学び等々を通じて学習していくのを遠隔システムでやるとすれば、それなりのノウハウが必要になってくるということで、その蓄積がございません。

2 ページは、平成27年、28年、29年と3年の実証計画でございますが、徐々に学校にも慣れてもらう必要があることから、初年度は2教科、2年目は3教科、来年度、平成29年度は5教科以上でやるという形で徐々に教科を増やし、年間である程度普通に使えるような状況を目指していくということでございます。

3 ページは、12地域と申し上げましたが、そのリストでございます。左側に富山県から鹿児島県までございますが、それぞれいわゆる僻地と言われている学校、教育委員会です。ここは別に高校を制限しているものではないわけでございますけれども、やはり小規模の問題を抱えているのは小学校、中学校がメインだということもあり、教育委員会から手が挙がってきたところがこれらの地域でございます。それらについて実証をしながら、我々も実証地域に訪問し、成果と課題をヒアリングしてきているところでございます。

4 ページが、成果と課題のヒアリングの概要でございます。成果としては、学習効果の向上ということで、例えば、相手を意識した発表スキルの育成ができる。これは小規模校の効果でございます。あとは、多様な考えを知ることができると。自己の中では本当に2人か3人しか知らない価値観でしかないところを遠隔を通して色々な人の考えを知ることができる。また、大人数の中で発言したり、質問をするという経験も積める。大体同じ教育委員会の中で遠隔で結ぶということで、同じ町の仲間だという意識が生まれるとか、このような発言が現場からあったところでございます。

授業力の向上ということで、遠隔で言うとそれぞれの学校の様子とか先生の働き方、声の掛け方の様子をお互い教員が見られることになりますので、普段の授業を見直す機会になる等の御意見もございました。

一方で、授業実践上の課題としては、行事等で授業進度がずれる場合の調整が難しい。小学校はそれぞれ地域に対応して、地域の保護者等の事情もあって、例えば、運動会とか、それを開催する日は別に統一されているわけではございません。そういう中で、授業進度は学校によってずれることがあります。遠隔をやるとなればその授業進度を合わせなければいけないので、そういう調整が難しいという声は聞かれています。

また、授業の準備のために時間がかかる。これも放送の流しっ放しであればそんなに準備は必要ないわけでございますけれども、いわゆるアクティブな学びになると、授業の進度を合わせるのもそうですし、ワークシートを共有するとか作成するとか、それも単に黒板に書けば見えるわけではないので、そういうものを事前に作るというところ、その準備の負担が多くなるという声がありました。あとは、予定していたよりも授業に時間がかかるというところで、これはシステムの問題でもございますけれども、相手方に伝える説明の工夫とか相手の反応をどう受け取るか。そういうところについては丁寧にやっていく必要があって、時間がかかるということでございます。相手校の子どもたちの授業でのつまづきなどが理解できない。下を向いているときに分からないのか、つまづいているのか、単につまらないのか。そういうところの読取りが難しい等々といったコメントもあるところでございます。

あとは、機器やネットワークの課題ということで、映像や音声の遅延、回線の利用時間に通信容量の変化、学校はまだまだお金がなくて、通信帯域が狭いところが多くございます。そういう中での不安定、機器のフリーズ、あとは、ICT機器も全教室に入れるのはコストがかかるので、一つのところに集約してやるわけですがけれども、そうすると、当然使え

る回数は限りが出てきて、子どもたちも移動しなければならない。そのようなことで、移動のコストというのですか、授業を調整して同じ場所にみんな集まってもらう。相手校もそうしてもらうと、そのようなコストがかかる。このような指摘があったところでございます。

以上になります。

○常盤木室長 もう1ページめくっていただきますと、元々先生方から御指摘いただくきっかけになりました長野県伊那市から国家戦略特区の提案があったわけですが、伊那市については、我々も皆様、先生方からの御指導を受けまして、早速、調査研究を行っているところでございます。平成27年度からさせていただきまして、私も伊那市に足を運んで、市長にもお会いさせていただいて聞いてまいりました。この様子をまとめたものでございます。

平成27年は少し端緒について若いということで、まだ完全実施までには行かなかった。平成28年度は上半期が終わった段階でございまして、小規模校同士の交流活動や合同授業で、小規模校が多様な意見に子どもが触れられる機会が少ないわけでございます。そういったデメリットを解消することに役立っている。

また、同じ中学校区での小規模校が、子どもが中学校に行くときに仲間になるような人とあらかじめ小学校のうちから遠隔教育で交流ができてとても役立っている。そういうお話をいただきました。

一番下に児童生徒の感想も書かせていただいて、伊那市の皆さんも一生懸命やっていたで、概ね良好な大変いい成果が出ていると思っております。

それをまとめたのが、次の6ページでございまして、教育委員会と書いていますが、市長もこのようなことを言っていました。遠隔授業を通じまして、小規模校の児童生徒が多様な意見に触れる機会、将来中学校で合流するに当たっての不安感の解消にもつながった。教員同士もさまざまな教員と合同授業を作るために議論することによって、指導力の向上が期待できるという成果が出ております。

一方、現状の調査研究時点の課題点・留意点といたしまして、やはり、通信環境の話、IT機器の話、そういうことに強い先生が各学校にいるといいなということ。あとは、特に小学校なのですけれども、両方で先生がそれぞれ指導しながらうまく全体の授業の中でITを活用するといったスタイルのほうが子どもたちには効果があるのかなどの御指摘。また、小規模校、大規模校のお話もありましたけれども、最後のポツでございまして、このITと直接対面との交流の組合せが子どもたちにとっては非常に効果があって、あのときに画面で見ていた子と実際に運動会で一緒になった、地域のお祭りで一緒になった。本当にそれが小規模校にとって仲間意識、ふるさとの愛着につながっているというお話をいただいているところでございます。

そういった中で、赤枠でございまして、国家戦略特区の御提案をいただいた伊那市の皆さん、伊那市の御提案の中におきましては、今のこうした遠隔授業を実施する上での制度

上の課題、支障はございませんというお話をいただいておりますが、効果をより上げていくためには、課題のところで御説明させていただきました通信環境等々の運用面でのルール作り、ガイドライン作りが必要な状況になってきているという課題を見ております。

また、我々はこの3月に向けまして、今年度は後期の取組を引き続き伺いまして、来年度、最終年度がございますが、しっかりと遠隔教育がうまく現場で回るような取組を進めていきたいと思っております。

次のページは、予算の説明ですので割愛させていただきます、最後のページは、先般のワーキンググループヒアリングの際に事務局から御要望がありました、中学校の先生が小学校で教えている事例が分かるようなデータがないかというものでございまして、これもまた直接の文脈では、必ずしもこの場ではないと思っておりますので、割愛させていただきます。

以上、説明でございました。大変お時間をいただきまして、ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

事務局に伺いたいのですが、伊那市の制度改正の要望はどういうことなのですか。

○事務局 伊那市からは、元々ICT技術を活用して遠隔地間の授業等で、子ども同士のコミュニケーションの円滑化やキャリア教育の強化など距離的、時間的制約をハンディキャップとしない先進的な教育体系を構築したいということが当初の御提案です。

○八田座長 制度上の改正は何を望んでいたのですか。

○事務局 その点でお話として出ていましたのは、現段階は小学校において通信制の課程を置くことが認められないというところが、当初制度上、提案としては出てきていたのですが、その件に関して、これまでワーキンググループヒアリング等において検討してきた結果、モデル実証研究でその点を今色々と現段階では、小中学校のところでできないかというところで検討を行っているものとしています。

○八田座長 分かりました。

私の理解でも、高校のレベルでは、こういう通信教育は正式に認められているのだけれども、小中学校では認められていない。それを認めるようにしてほしいというのが伊那市の提案だったと思うのです。

今回も非常に積極的に対応してくださって、色々と伊那市の状況などを調べていただいたと思うのです。先ほど制度上の問題はないとおっしゃったのですが、これは一種の単位として認めるという仕組みとしては、それも問題はないのですか。

○常盤木室長 そこは我々の御説明が先生方に届いていなかったので大変恐縮なのですが、大学もそうですが、高校以上は単位という観念なのですが、小学校、中学校は義務教育でございますので、1年間を通じて各学年の修了を認定する。小学校だったら6年間、中学校だったら3年間を通じて、校長先生が全体の修了を認定するというパターンになってございます。その一個一個の積重ねが授業でございますので、高校のような単位と

いう概念はございません。そうした中で、毎日の授業を積み重ねていくというのが小学校、中学校の仕組みになってございますので、例えば、何単位までとかいうお話にはなり得ません。

○八田座長 分かりました。そして、遠隔地授業もきちんと授業の積重ねとしてカウントされると。

○常盤木室長 おっしゃるとおりでございます。今も実際に伊那市はそうやっています。

○八田座長 ある意味で、伊那市が、今事務局がおっしゃったような形で制度上小中学校でもやれるようにしてほしいと言ったのは、制度の誤解の面があったということですね。

○常盤木室長 そこは我々が嘘をついていないということを伊那市にも是非聞いていただければと思うのですけれども、伊那市の皆さんは、まさに今やっていただいたようなことを、通信教育という課程を最初はお思いになっていたそうなのですが、伊那市がやりたいことは、今まさに御説明申し上げたようなこととございまして、我々も聞いたり内閣府の皆様も伊那市に聞いた様子の中で、伊那市は今のところ制度上の課題はございませんということでお答えをしていると伊那市からも聞いてございます。

○八田座長 分かりました。

それでは、また我々も伊那市と確認しますけれども、直接やっていただいたことで、本当に良かった。

○本間委員 今の話だと、むしろ積極的に取り入れて僻地の教育の充実を図っていききたいと。そのように解釈してよろしいのですね。

○常盤木室長 おっしゃるとおりで、遠隔教育、ITを使った教育自体は、文部科学省は先ほどこの者から説明させていただいたのは、伊那市に限らず全体としてやっていこうという動きでございます。まさに我々が進めようとしていることとございます。

○八田座長 これはITに強い先生を、と書いてあったけれども、ある意味で、ITの専門家みたいなものが巡回で行けるような予算が付くと本当はいいのでしょうか。

○常盤木室長 そのやりとりですね。

○八田座長 あるいは、電話で聞けるとかね。私もコンピューターが変になると困ってしまいますから、強い学生がいるとパッとそれが聞けるけれども、そういう制度があってもいいですね。

○常盤木室長 そこは本当にスマートに、スムーズに行くようになって、学校の先生が伸び伸び本当に隣の学校の先生とも話し合えたりというのは、授業だけではなく校務の改善などにもおそらく役立ってくるのではないかと思います。

○八田座長 電話で聞いたら、まずはここをやってみてください。次はこれをやってみて、ちゃんとそれを写してスマホでやってみて、やってくださいと言ってくれる人がいるといいですね。

○常盤木室長 そうですね。

○松本課長補佐 OECD PISAなどの調査だと、ICTへの教育への投資の学力への相関関係が

ないという結論の調査結果もあったりして、我々は非常に進めたいのですが、逆に過大に投資することが有益なのかという議論は常につきまっています。

我々はその必要性はしっかり説明して、もちろん予算を取っていききたい。そういう立場なのですが、中々そういうところで、学校現場でICT機器を充実させるところの財政的な問題は大きな課題となっているところでございます。

○八田座長 これはやらなければ、結局小学校のときから遠隔に住むなり他のところに行かなくてはいけないわけだから、その点についてはありますね。これがスムーズに行けばいいし、準備が大変だというけれども、先生の経験で言えば、最初の年だけですよね。ITは最初が大変だけれども、2年目からはそれを同じように使えるから随分楽になりますよね。

○常盤木室長 3年目ぐらいからむしろ良かったとか言い始めるのです。

○八田座長 そう思います。本当にそうです。最初は大変な投資ですけれどもね。

○松本課長補佐 どこの自治体も皆さん、子どもに対する効果は一定程度認めていて、積極的に取り組んでいただいております。

○八田座長 分かりました。

○事務局 すみません。最後に事務局から質問させていただいていいですか。

日本再興戦略に書かれている言葉を引いて申し訳ないのですが、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証ということは、これからされていくということですか。

○常盤木室長 今まさに中間的な評価を御説明させていただいておりますので、3年目は、是非我々はそのも含めた評価と検証をした上で、ここに閣議決定されておりますような対応、ルールというのかガイドラインのようなものを作るとか、御指導いただきながら対応していくものだと考えております。

○事務局 最終的に3年間を見た上で、今御説明いただいているのは、これまでに考えられるというか話があったこととかを踏まえて、課題とか留意点ということで御説明いただいておりますけれども。

○常盤木室長 スピード感の御指摘は以前からもいただいているのですが、学校現場のことですので、できれば来年まで見させていただいた上で、状況は中間報告をどんどんさせていただきますのでというようにお願いします。

○事務局 そこで新たなルールを作る必要があるれば、先ほどの著作権の話もそうですけれども。

○常盤木室長 著作権の話は、例えば、もっと早くとか、できるものはもちろんやっていきたいと思います。

○事務局 引き続きそうしましたら、ワーキンググループヒアリングの場でも御報告いただけるということでよろしいですか。

○常盤木室長 御指導いただければと思います。また来年になったら、今年の下半期の評価も出てくるでしょうし、来年の秋頃になったら、3年目のかなり見えてくるようなもの

も出てくると思いますので、ルールと言いましょうか、今の学校で実証研究校以外のところがやりたいと思ったときに、手引となるようなものも一つのルール、ガイドラインだと思っておりますので、そういったことも含めての御指導を引き続きいただければと思います。

○八田座長 いわゆる規制の改革が必要なわけではないけれども、これからやっていく上でのガイドラインを整備していきたいということですね。

どうもありがとうございました。

○常盤木室長 ありがとうございました。

引き続き御指導をよろしく申し上げます。ありがとうございました。